

国内手配旅行条件書

(株)JAF メディアワークス Ways ツーリズム部 観光庁長官登録旅行業第 2009 号
一般社団法人 日本旅行業協会正会員

お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び、同法第 12 条 5 に定める契約書面の一部になります。

1.手配旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社JAFメディアワークス(観光庁長官登録旅行業第 2009 号。以下、「当社」といいます。)が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と手配旅行契約を締結することになります。
- (2)「手配旅行契約」(以下、「旅行契約」といいます。)とは、当社が、お客様のご依頼により、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下、「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3)当社が善良な管理者の注意をもって、旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供について契約を締結出来なかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、当社所定の旅行業務取扱料金(以下、「取扱料金」といいます。)をお支払いいただきます。
- (4)旅行契約の内容・条件は、別途お渡しする航空券、乗車船券、宿泊券、各種パウチャー券等に記載するほか、本ご旅行条件書並びに当社旅行業約款(手配旅行契約の部)によります。
- (5)当社が法令に反せず、かつ、お客様の不利にならない範囲で書面により特約を結んだ時は、前項の規定にかかわらずその特約が優先します。
- (6)当社は、旅行契約の履行にあたり手配の全部、または一部を他の旅行者または手配を業として行う補助者(以下、「手配代行者」といいます。)に代行させることがあります。

2.旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1)当社所定の申込書にご記入のうえ、旅行代金の 20%相当額以上金額までの申込金を添えてお申し込みください。申込金は、旅行費用、取扱料金又は取消料等の全部又は一部に充当します。
- (2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領した時に成立するものといたします。
- (3)当社は、本項(2)にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく旅行契約の締結を承諾することがあります。この場合、契約の成立時期は、当該書面に明記します。
- (4)当社は、航空券、乗車船券、宿泊券、各種パウチャーの手配のみを目的とする旅行契約にあつては、口頭によるお申し込みを受け付けることがあります。この場合、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。
- (5)当社は、旅行契約を締結したときは、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び、当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて航空券、乗車券、宿泊券、各種パウチャーその他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、契約書面を交付しないことがあります。
- (6)お客様が下記の①～③の何れかに該当した場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
 - ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- (7)当社は、業務上の都合があるときは、旅行契約の締結に応じないことがあります。

3.旅行代金のお支払いと変更

- (1)旅行代金とは、利用する運送・宿泊機関等の運賃・料金等に対して支払う旅行費用並びに、第5項に定める旅行業務取扱料金(変更手数料金および取消手数料金を除く)を合算したものをいいます。
- (2)お客様は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し旅行代金をお支払いいただきます。なお、航空券、乗車船券、宿泊券、各種パウチャー等の手配のみを目的とする旅行契約にあつては、それらをお渡す際にお支払いいただく場合があります。
- (3)当社は、旅行開始前において、利用する運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動等の事由により、旅行代金の変動が生じた場合、当該旅行代金を変更することがあります。この場合、旅行代金の増額または、減額は、お客様に帰属します。

4.団体・グループ手配

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者(以下、「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ旅行契約について、以下により取扱います。

- (1)当社は、契約責任者がその団体・グループを構成するお客様(以下、「構成員」といいます。)の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているとみなし、当該旅行契約に関する取引等を当該契約責任者との間で行います。
- (2)契約責任者は、契約締結後当社の定める期日までに、構成員の名簿を当社に提出し、また人数を当社に通知していただきます。また、契約責任者は、名簿の提出の際には、当社の個人情報の取扱規定に従い、構成員に対し、構成員の個人情報提供の内容と目的および提供先について通知し、了承を得ていただきます。
- (3)当社は、契約責任者が構成員に対して負う債務または義務についてはなんらの責任を負うものではありません。
- (4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、予め契約責任者が選出した当該旅行の構成員を契約責任者とみなします。
- (5)当社は、契約責任者と旅行契約を締結する場合に、申込金の支払いを受けることなく契約の締結を承諾することがあり、その場合にはその旨を記載した書面を交付します。その場合、旅行契約は当社が書面を交付したときに成立します。

5.旅行業務取扱料金

当社は、旅行の手配、クーポン類の発行、添乗員の同行、旅行相談等の業務に対し、次の旅行業務取扱料金(以下、「取扱料金」といいます。)を申し受けます。なお、旅行契約に基づき手配した結果、運送・宿泊機関が満員等の理由で予約できなかった場合であっても、当社は所定の取扱料金を申し受けます。また、取扱料金は、旅行手配着手の後、お客様の申出により旅行を変更又は取り消される場合にも申し受けます。

取扱料金	宿泊機関と、運輸機関・航空券・観光券等の複合手配旅行の場合	旅行費用合計額の 20%以内(下限 1,650 円)
	宿泊機関を単独で手配する場合	宿泊機関 1 件 1 手配につき費用の 20%以内(下限 550 円)(但し、同一施設に連泊の場合は 1 件とします。)
	JR・航空以外の運輸機関(私鉄・バス・フェリー等)を単独で手配する場合	運輸機関 1 件 1 手配につき費用の 20%以内(下限 550 円)
	航空券を単独で手配する場合	1 人 1 区間につき航空運賃の 20%以内(下限 550 円)
	観光券等を単独で手配する場合	サービス期間 1 件 1 手配につき費用の 20%以内(下限 550 円)

相談料金	(1)旅行計画作成のための相談	基本料金 30 分まで 2,200 円、以降 30 分ごとに 1,100 円
	(2)旅行計画の作成	旅行日程 1 日につき 1,100 円
	(3)旅行に必要な費用の見積	基本料金 1,100 円と旅行日程 1 日につき 1,100 円
	(4)旅行地及び運送・宿泊機関、その他旅行に関する情報提供	資料(A4 版)1 枚につき 550 円

- (注)1、お客様の希望により、変更又は取消を行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料、違約料のほか、上記料金を申し受けます。
2、上記料金には消費税が含まれております。

6.旅行契約内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手続き料金を申し受けます。

7.お客様による旅行契約の解除

- (1)お客様のご都合により旅行契約を解除される場合は、次の料金を申し受け、残額があればこれを払い戻します。
- ①第5項に定める取扱料金
 - ②お客様が既に提供を受けられた旅行サービスに係る旅行費用
 - ③お客様がまだ提供を受けておられない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の旅行サービス提供機関に支払う費用
- (2)お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、旅行契約を解除することができます。この場合、当社は、お客様が既に提供を受けられた旅行サービスに係る旅行費用を除き、残額を払い戻します。
- (3)お客様が、所定の期日までに旅行代金を支払われないとき、又はお客様が第2項第6号①～③の何れかに該当することが判明したとき、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、当社は第5項に定める取扱料金及び、取消手数料並びに、旅行サービス提供機関等に対し取消料・違約料等の名目で支払う費用を申し受けます。

8.当社による旅行契約の解除と払い戻し

- (1)当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由により旅行書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となった場合または、不可能となる恐れが極めて大きいと判断される場合は、お客様と相談の上、旅行契約を解除することがあります。
- (2)本項(1)の場合、当社は、次の料金を申し受け、残額があればこれを払い戻します。
- ①お客様が既に提供を受けられた旅行サービスに係る旅行費用。
 - ②お客様がまだ提供を受けておられない旅行サービスに係る取消料、違約料、その他の旅行サービス提供機関に支払う費用。

9.旅行代金の精算

当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しないときは、旅行終了後速やかに精算致します。

10.当社の責任

- (1)当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に通知があった場合に限りです。
- (2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他当社又は当社の手配代行者の関与しえない事由により損害を被ったとき、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3)手荷物の損害については、損害発生の翌日から起算して、14 日以内に通知があったときに限り、お客様一人あたり 15 万円(当社に故意又は重過失がある場合を除く)を限度とします。
- (4)募集型企画旅行約款及び受注型企画旅行約款で定めるところの「旅程管理責任」「旅程保証責任」「特別保証責任」は負いません。

11.お客様の責任

- (1)当社は、お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)の規定を守らなかったことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利義務、その他旅行契約の内容について理解するように努めねばなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に万が一、契約書面に記載された旅行サービスと異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

12. 個人情報の取扱について

- (1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内又は当社の旅行契約上の責任事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲で利用させていただきます。
※このほか、当社らでは、1)当社ら及び当社らと提携する会社の商品やサービス・キャンペーンのご案内 2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い 3)アンケートのお願い 4)特典サービスの提供 5)統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2)本項(1)の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店等に書類又は電子データにより、提供することがあります。
- (3)当社は、旅行中に傷病があった場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があった場合等に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合やお客様のご旅行日程に大幅な変更があった場合、その他等で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社等が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社等に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4)当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
- (5)一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。
- (6)上記の他、当社の個人情報取扱については、当社ホームページ (<https://ways-t.jp/>) をご参照ください。

13.当社約款について

この条件書に定めない事項は、当社約款によります。

当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社約款は、当社ホームページ (<https://ways-t.jp/>) からご覧になれます。